

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ⑧住民移転・先住民族

- 論点8.5 「世銀ESS8 無形文化遺産の配慮項目への追加」

① レビュー調査結果（論点8.5）

■ 世銀ESS8「文化遺産」

- 有形文化財（tangible cultural heritage）、無形文化財（intangible cultural heritage）を以下に定義する。有形文化財とは、考古学的、古生物学的、歴史的、建築学的、宗教的、審美的、その他の文化的に重要である移動可能もしくは移動不可能な物、用地、建造物、建造物群、ならびに自然の造作および景観と定義される。無形文化財とは、コミュニティや集団が文化遺産と認識し、世代から世代へ受け継がれ、継続的に再現されているような、慣行、描写、表現、知識やスキル、また、楽器、物体、工芸品、文化的な場所のことを言う。ESS8では、これら定義される文化遺産に影響を及ぼす事業あるいはその近傍で行われる事業において必要な配慮が求められている。（ESS8 para4, 5）
- プロジェクト実施中（工事中等）に文化財を発見した場合には、プロジェクトごとに作成されるchance finds procedure（文化財発見時手続き）に従って文化財を取り扱う。（ESS8 para11）

（レビュー調査最終報告書 p4-22）

① レビュー調査結果（論点8.5）

■ 世銀ESS8「文化遺産」

- 世銀ESS8はこうした文化遺産に負の影響が生じる可能性のある場合に適用される。負の影響が生じる可能性とは、(a)掘削、建物等の破壊、大地の変動、洪水など物理的影響の変化を含む事業、(b)文化的保護区及びその周辺緩衝地帯で行う事業、(c)文化遺産の保全監理利用を支援する事業が含まれる。また無形文化財の場合は、事業が物理的な影響を及ぼす場合や、無形文化遺産が商業利用される可能性を含む場合に適用される。(ESS8 para5,6)
- 環境社会影響評価の一環として、文化財への負の影響の有無をアセスし、必要な場合には、借入人は、文化財管理計画（cultural heritage management plan）を策定する。(ESS8 para8, 9)

（レビュー調査最終報告書 p4-22）

① レビュー調査結果（論点8.5）

■ 【参考】

- なお、2015年に実施されたGL運用見直しでは、論点ごとに助言委員会WG会合を開催し、同WG会合の助言を踏まえて「見直し結果」として取りまとめがなされている。
- 本事業に係る保護区での例外的に事業を実施する場合の要件については、2014年11月28日のGL運用面の見直しWG第6回会合（環境社会配慮の方法）「生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮」で協議されており、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」等においてJICA事業の実施を判断する際の留意点を明確にし、FAQとして追記されている。（詳細はJICA HPに掲載されている：<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/review.html>）

（レビュー調査最終報告書 p2-25）

② 包括的検討での検討ポイント

論点8.5 「世銀ESS8 無形文化遺産の配慮項目への追加」

1.文化財管理計画の作成および無形文化遺産の配慮項目への追加の要否、および無形文化遺産特定における留意点